

## 第 4 4 2 回佐賀地方最低賃金審議会

1 日 時 令和 6 年 3 月 15 日 ( 金 ) 15 時 05 分 ~ 16 時 00 分

2 場 所 佐賀第 2 合同庁舎 共用大会議室 2

3 出席者

公益委員	安 德 弥 生
	甲 斐 今日子
	富 田 義 典
	松 本 さぎり
	安 永 治 郎

労働者代表委員	岩 井 佑二郎
	東 島 美 香
	松 尾 和 寿
	諸 富 敬 悟
	山 口 幸 一

使用者代表委員	西 岡 剛 志
	浜 村 圭 介
	平 野 智 子
	福 母 祐 二

事務局	
労働局長	重 河 真 弓
労働基準部長	和 田 雅 弘
賃金室長	北 村 雅 道
室長補佐	山 下 恵美子
賃金調査員	伊 東 怜 奈
	濱 由 佳

室長補佐

お待たせいたしました。定刻となりました。

審議に入ります前に、事務局から御報告をいたします。本日は使用者側松尾委員からご欠席の連絡をいただきました。本審議会が最低賃金審議会令第5条第2項に規定されております定足数の10名に達していることを御報告いたします。

本日は吉岡委員から交代されました岩井委員が初めてご出席されております。ご挨拶をお願いいたします。

岩井委員

はじめまして。この度本日の審議会より労働者側委員としての参加させていただくことになりました。U A ゼンセンの岩井と申します。よろしくお願いいたします。

最低賃金の審議会に出るのが今回からが初めてということで、前任の吉岡ほど闊達な意見を述べさせていただくことができるかどうか不安なところもありますが前任者以上に頑張って議論に臨みたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

室長補佐

ありがとうございました。

それでは、会長、議事の進行をお願いいたします。

富田会長

はい、みなさん、どうもこんにちは。富田でございます。

それでは、「第442回佐賀地方最低賃金審議会」を開催いたします。

早速ですが、議題に入らせていただきます。

第1議題、特定最低賃金部会の改正審議経過報告についてです。

本審議会で報告を受ける必要があるのは、3つの特定最賃のうちの全会一致で決まり報告をまだ本審議会を受けていない佐賀県陶磁器業関連製品製造業最低賃金に関する専門部会となります。

陶磁器の専門部会の部会長をされました安徳委員にご報告をお願いいたします。

安徳委員

はい、安徳でございます。では、ご報告申し上げます。

陶磁器同関連製品製造業最低賃金専門部会金額審議の経過について報告いたします。去る令和5年9月5日に開催されました第440回審議会において、佐賀労働局長より金額改正の諮問がありました。

それを受けまして、第1回専門部会を令和5年10月10日に開催し、部会長及び部会長代理の選出を行い、経済統計史料、賃金、調査結果等について確認をした後、労使同席のもとで労使双方から今年度の金額審議に係る基本的な考え方について意見表明が行われました。

各委員の皆様の熱心な御審議とご理解により、第1回専門部会において全会一致にて結審し、同日付を持って佐賀労働局長宛て答申を行いました。

答申の具体的内容につきましては、お手元の資料の1ページから2ページに添付しております報告書の通りです。改正されました最低賃金額は時間額901円で47円の引き上げ、発行日は令和5年12月9日に法定通り発行しています。以上、報告でございます。

富田会長

はい、どうもありがとうございました。

ただいま、陶磁器同関連製品製造業専門部会の部会長を務められました安徳委員より報告がございました。委員の皆様何かご意見ご質問がございましたら、どうぞお出してください。

(意見・質問なし)

富田会長

皆さん、よろしいでしょうか。それでは第1議題は以上とさせていただきますので第2議題に移りたいと思います。

第2議題、特定最低賃金の改正に関わる意向表明についてということでございます。これにつきましては3部門が意向表明をなさるということで、労働者側から一般機械製造業関係、次が電気機械製造業関係で3番目に陶磁器同製造業関係この順番で労働者側の委員にご説明をお願いし、その後に質疑を行いたいと思いますのでよろしく願いいたします。

賃金室長

会長すみません。私の方から全体的な意向表明の概要を説明させていただきますので、その後に補足説明をしていただきますので、よろしいでしょうか。

富田会長

じゃあそのようにお願いいたします。

賃金室長

佐賀県におきます現行の特定最低賃金3業種につきましてお手元の資料の13ページのとおり、賃金改正の意向表明がございました。

金額改定の主たる理由としまして、産業別の一般労働者賃金と最低賃金格差が大きいこと。それから2024年春季生活闘争で一般労働者の賃上げ要求書が提出され、賃金改善が行われる状況にあることです。

なお、今後特定最低賃金改正の申し出をされる際に留意して頂きたい点について大きく2点説明させていただきます。

まず申し出の要件でございますが、最低賃金法第16条の規定では、特定最低賃金については地域別最低賃金を上回るものではないとされております。

来年度の地賃改正目安額や改正額はわかりませんが、今後の情勢などを考慮して申し出をしていただく必要がありますので、よろしくお願い致します。

それから意向表明にあたりまして意向表明時点で確認できる適用労働者数を関係労使の方にメール等でお知らせしております。ちなみに、陶磁器で1,630人、一般機会で4,700人、電気機械で6,740人です。それぞれの適用労働者数の3分の1以上の申し出労働者数の確保をお願いいたします。

なお、申し出時期につきましては、7月末をめどをお願いいたします。私の方からは以上でございます。

富田会長

今おっしゃったその後の方の申し出要件のための労働者数、これは要件をクリアするための労働者数が今読み上げておられた陶磁器は1,630でしたか、ということによろしいですか。

賃金室長

はい、そうです。

富田会長

はい、わかりました。

それではそれぞれの産業についての説明をしていただけますか。

東島委員

一般機械製造産業関係の東島です。よろしくお願いいたします。

まず、今年度の一般機械器具製造業関係の賃金改定において真摯な討議、誠意ある回答をいただきまして、大変感謝申し上げます。今まさに春季生活闘争の賃上げ交渉が行われておりますが、この急激な物価上昇を上回る賃上げ額と持続的構造的な賃金引き上げを目指し政労使がベクトルを合わせ取り組んでおります。すでに大手企業では満額回答が示されるなど機運が盛り上がっております。しかし、大半を占める中小企業においては、その原資を確保できる取引環境を整備する必要があります。サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正分配や適切な価格転嫁をして、サプライチェーン全体での共存共栄、付加価値の向上を図り県内中小企業、小規模事業者の稼げる力を高めていかなければなりません。

そういった中で、次年度の特定最低賃金の位置づけにおいても大変重要なものであると認識しております。佐賀県の一般機械器具製造業の適用労働者数は4,700名で、昨年より350名増加しており、県内の生産活動は持ち直しつつあり、有効求人倍率も高水準で推移しております。各経営者の方も人手不足といわれる大変厳しい中ですが生産性の向上や労働環境の改善など大変ご努力いただいております。

ものづくり県佐賀として、伝統ある一般機械器具製造産業はイノベーション創出企業も多い県内の主要産業であり、人への投資という意味では県外への流出を減らし、地域産業を守り育てていくためにも次年度も意向表明をして取り組みを行っていきたいと思っております。よろしくお願い致します。以上です。

富田会長

はい、それでは電気申し上げます。

諸富委員

はい。電気機械器具製造業関係の諸富です。よろしくお願い致します。

まず今年度の特定最低賃金の審議につきましては、前回一致での金額決定ということにはなりませんでしたが、審議の必要性について、必要性ありとのことにご理解をいただき、議論ができる環境下で公労使がそれぞれの立場で意見を述べ、建設的な議論が行えましてことに改めて感謝を申し上げます。

それぞれ立場が違いますので、今年度の審議結果に対する考え方、受け止めは必ずしも同じではないかもしれませんが、審議結果が当該産別に関わる多くの皆さんに影響を与えるとのことについては、共通した理解であるというふうに考えます。それゆえ、必要な場面で建設的な議論を交わし、審議を尽くして着地点を見出すべきとのことについては、それぞれが同じ思いであると考えます。

一昨日電気連合の二四闘争を牽引する大手 12 社の組合に対し、一斉に今春闘の回答が提示されました。回答結果につきましては、既に報道等でご承知のことかと思っておりますので、改めてこの場で詳細を述べることは割愛させていただきますが、積極的な人への投資により実質賃金の向上を図り、経済の好循環への転換を着実にするためには、サプライチェーンの裾野の広い当該産別においては、その取り組みを広く波及させることが肝要であり、その取り組みにおける特定最賃の位置づけは非常に大きいものと考えます。

原材料高騰やエネルギーコスト、賃金引き上げに伴う労務費などの上昇分が適切に価格転嫁されにくいとの課題につきましても、先の産別労使交渉の中で、経営側からサプライチェーン全体での価格転嫁に資する取り組みを推進していくことは、産業界の重要な役割と認識している、とのコメントが出され、今後、労使で取り組みを進めることが確認されています。

また、労働人口が減少する中において、当該産別に関係する企業を働く場として選んでいただける要素としても、特定賃金の位置づけは非常に大きいものと考えます。以上のことをお伝え申し上げ、来年度につきましても、特定最賃に関し公労使で議論ができる場面を設定いただき、その中で審議を尽くして参りたいと思っておりますので、ご理解をお願いし意向表明とさせていただきます。よろしくお願い致します。

富田会長

はい、どうもありがとうございました。それでは陶磁器お願いします。

山口委員

陶磁器同関連製品製造業の山口です。よろしくお願いいいたします。今年度特定最低賃金の審議にあたり、公益委員の方々、使用者側の方々歴史的な地賃の引き上げに加え、要求に真摯に誠意ある回答をいただき感謝を致します。

国内では継続して大幅な賃上げということで、非常に盛り上がりを見せております。さらに追い風として、財務省が4日に発表した2023年10月から12月期の法人企業統計を基に試算した結果で、中小企業の労働分配率は直近4四半期の移動平均で70.7%と、前年同期から1.4ポイント低下したとのことです。起業が企業業績が上向きであり、賃金に対しての余力があることとなります。ただ、そういう中で私たち陶磁器産業においては、他産業と違い、長期間において産業の収縮の一途をたどっており、余力が出てくるか、出ても設備の補修や投資に回り、労働者への賃金として出てくる可能性は低いと想像します。

昨年佐賀新聞に掲載されました商工会議所工業組合のアンケートにありま

した有田焼の人材不足は深刻で、将来が見通せず廃業を考えている企業も少なくないとの情報もありました。ただ、佐賀県の伝統産業を今後将来的に存続させていくために、陶磁器の伝統に誇りを持って従事している労働者のモチベーション維持、その方たちが待ち望んでいる新たな人材の確保が第一優先となります。雇用の維持確保は、どの企業も産業でも同じだと思いますが小さいパイの取り合いの中、ただでさえ他産業と差が広がっている賃金格差を少なくすることや、賃金への魅力から人材確保が必要です。

魅力ある佐賀県の伝統産業への回帰変革のためにも皆様の更なるご理解をいただきながら、引き続き審議の場を設けさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願い致します。

富田会長

はい、どうもありがとうございました。以上の意向表明に関しまして、皆様ご意見、ご質問等がございませんでしょうか。どうぞお出してください。

西岡委員

ちょっとすみません、あの改めてすみません、ご確認させてください。今回この意向表明を受けて、ここでなにか審議するということがあるんですか。

富田会長

あの基本的にはここで決めなきゃならないっていうことは特にございません。今ここで情勢認識等々披瀝されたので、将来の審議に向けてということになりますけれども、ご意見ご質問がございましたらお出してくださいということですね。

西岡委員

はい、わかりました。

福母委員

午前中県庁で、価格転嫁の連携協定締結式が開催されました。要は価格転嫁を進めて賃上げに無理の無いようにしていこうということで、私ども経営者協会もこの経済団体の一員として、戸上会長も出席いただいてサインをされました。

当該3業種に限った話ではなくてもいいんですが、例えば労使交渉の場において、そういうその取引条件の改善などを経営側に求めるっていうことはされておられるのか。まあこの意向表明に直接は関係してくる可能性は非常に高い

ので、その関連性において質問させていただきたい。それが一点です。

あと陶磁器関係です。今いろんな町に誰が利用するのだろうかと思うような1泊5万円するようなホテルが建てられていたり、北海道のスキー場でラーメンが一杯7,000円するとかも聞きます。

そうになるとやっぱり器もそれなりのものを求められると思います。

外国人からすると有田焼ってというのはすごいブランドなので、そういった意味で来訪される観光客も増えていると思うのですが、売れ筋の高額商品や新たな動きなど感じられていますか。

一つ目の質問は松尾委員に指名してお願いします。

富田会長

よろしいですか。最初のほう、順番で行きましょうかね。

顧客展開について組合のスタンスとかっていうのがどんなもんなのかって話だと思うんですけど。

松尾和委員

はい、ご指名をいただきましたので、労働者側委員の松尾でございます。

価格転換の関係なんですけど、ご存知のとおり春闘は、それぞれの単組で要求書を出して交渉を行うわけで、直接の労使交渉を行いません。

連合としては各単組の皆さんにこれはしっかりやってくださいねっていうことをお願いしています。特に価格転嫁に関しては昨年11月末に公正取引委員会から、「労務費の適切な転嫁に向けた価格交渉に関する指針」が出されました。これは発注元発注側それぞれに対して、労務費をきちんと転嫁できるような価格交渉をやってくださいねっていうところですので、連合として公正組織に対してその指針が出ているので、受注側として価格交渉をしっかりやって、それから賃上げに結びつけるということを会社側に対してしっかりとものを申してくださいと伝えていきます。

『価格転嫁ができないから賃上げができない』のではなく、『賃上げをやるから価格転嫁も行う』ことを会社側に強く要請をするように各単組に要請も行っていきます。

ですので、しっかりと今年の春闘での労使交渉の場では、公正組織、特に県内中小企業が多いですので、公正組織の皆さんに対してそのような要請を行っているということです。以上です。

富田会長



あと、他の3部門の方で補足したいというようなことでもありませんか。

諸富委員

電気ですが、先ほどの意向表明の中でも少し触れさせていただきましたが、今回の産別の労使交渉の中ではやはりその価格転嫁というところについては議論がされております。

すみません、ちょっと議事録を少し読み上げる形になって申し訳ないですけど、それぞれの発言を少し紹介させていただきたいと思います。ちょっと途中割愛しますが、まず労働者側としては電気産業の各企業は、日本全体のサプライチェーンの一翼を担う企業として、原材料価格やエネルギーコスト、労務費などの上昇分が適切に価格転嫁され、サプライチェーン全体で生み出した付加価値が適正に配分されるよう積極的に関与し、強固な国内事業基盤と産業の持続的発展につなげる必要があるということについて、まず組合の方から課題提供されています。

それに対して経営者側ということでは、ちょっと少し長くなりますけども、経営としてもサプライチェーン全体での価格転換に資する取り組みを推進していくことは、産業界の重要な役割と認識している。受注者発注者という双方の立場で裾野が広い取引を行っている電気産業がなすべき役割は非常に大きいと認識しており、実効性のある具体的な取り組みが重要になると考えている。引き続き労務費の適正な転嫁のための価格交渉に関する指針を踏まえて、取引先との価格交渉の場を適切に設け、各社において関係部門に当指針について周知徹底をしていく。また、企業規模によらず、適正な価格転嫁を含めて価格転嫁を進めていく必要があると認識しており、引き続き各社において、傘下のグループ会社を含めて指針に沿って対応していくということで、ここは大手だけということではなくて、それに関連するグループ参加の企業含めしっかり価格転嫁については、経営者側も課題を持って、労使でやっていくということが確認をされているところでございます。以上です。

富田会長

他の部門のことはよろしいですか。

皆さん、今のことに関わって何かご質問ございませんか。

福母委員

丁寧にありがとうございました。

富田会長

そしたら2つ目の陶磁器に関わることですけれど、これはいかがでしょうか。

山口委員

私の方が化学工業製品を作っている会社ですのでわからないところもありますが、わかる範囲でお答えします。

いま結構需要があるのが「骨壺」ですね。うちだけではなく、深川製磁さん、香蘭社さんも外国の方に需要があるということです。

その他には、干支の陶板だったり、お皿だったり、そういうのもかなり価格転嫁をされてもう価格が以前の倍ぐらいになっています。

観光客の方は国内の方もですが外国の方もかなり増えてきています。コロナ禍時期には観光バスなど全然見なかったのですけれど、最近ではかなり見かけるようになってきました。卸売団地もかなりにぎわってきています。答えになっているかわからないですけれど。

富田会長

はい、どうもありがとうございます。皆さん他にございませんか。

よろしいでしょうか。それでは、あの2つ目の議題は以上とさせていただきます。

それでは、その他という3番目に入りますけれども、事務局の方からこれまでの最賃の行政に関わる事項の報告がございますので、お願いいたします。

賃金室長

はい、私の方からはお手元の資料の説明をさせていただきます。

お手元の資料につきましては、例年通りの資料をつけさせていただいております。3ページから5ページは佐賀県特定最低賃金決定状況一覧、6ページから8ページは全国の特最低賃金決定状況一覧、9ページに最低賃金審議状況、10ページに佐賀県地域別最低賃金決定状況一覧、11ページに全国地域別最低賃金決定状況一覧、12ページに目安額の推移をつけさせていただいております。ご覧頂ければと思います。

私の方からは15ページからの令和5年度の最低賃金周知広報状況、17ページからの令和5年度業務改善助成金の交付決定実績、19ページからの日本標準産業分類の改定に伴う特定最低賃金の取り扱いについて説明いたします。

まず15ページの周知、広報状況ですが、ご覧の通り佐賀県につきましては、広報誌ホームページともに掲載を頂いております。市町につきましては、地域別最低賃金についての掲載は多い状況ですが、特定最低賃金、業務改善助成金については、昨年度より少なくなっています。この原因についてですが、地域

別最低賃金の発効が遅れた関係で、特定最低賃金、業務改善助成金の周知依頼の文書の発送が遅れまして、広報誌の掲載締め切りなどに間に合わなかったことが考えられます。また例年労働団体、使用者団体の広報誌の掲載が少ない状況ですが、これにつきましては掲載した場合に、事務局の方に報告をお願いしているのですが、国の方針として、ファックスの使用が禁止された影響がありまして、報告がないことが考えられまして実際には資料の数字よりも多い可能性がございます。その他については公共施設や公民館などですが、これにつきましては掲載報告があった件数ということになります。その下の方のテレビにつきましては、県内の複数のケーブルテレビで放送をさせていただいております。

16 ページの(4)の1は、ポスターによる広報の件数です。先ほど労働団体や使用者団体の広報誌掲載について説明しましたが少なくともポスター等は掲示いただいているものと思われまます。来年度も広報誌、公共施設などに広報していただきますよう努めてまいりたいと思っております。

続きまして、17 ページの令和5年度の業務改善助成金の交付決定実績で令和6年2月末現在の実績でございます。ご覧の通り令和4年度から大幅に増加しておりまして、交付決定件数が208件、交付金額が2億5,865万5千円となっております。大幅に増加した要因としては、今年度地域別最低賃金の引き上げ額が高かったことや昨年8月31日から助成金の拡充が行われまして、賃金引き上げ後の事後申請が可能になったことなどが考えられます。なお増加した要因になったかどうかわかりませんが、今年度は業務改善助成金の広報についてデジタルサイネージを用いて佐賀駅構内と佐賀銀行のATMの上部のモニターで周知をしております。大幅に増加しているのは、佐賀県だけではなくて、全国的な傾向でございますけれども佐賀局の実績はかなり伸びておりまして、全国の最下層ではなくなっているということでございます。続きまして産業分類別に見ますと、生活関連サービス業、娯楽業、宿泊飲食サービス業が多くなっております。

参考として18ページに交付決定した労働能率の増進に資する設備器具などを記載しておりますけれども、ご覧のように事業場によって様々といった状況になっております。

最後に19ページの日本産業分類の改定に伴う特定最低賃金の取り扱いについて説明いたします。今回の改正は、主に製糖、糖類製造業、各種商品小売業、百貨店総合スーパーの変更ですが、細かなところで、カンマが点に変更されておりまして具体的には、次の21ページに佐賀県の特定最低賃金のリーフレットをつけておりますが、一般機械器具と電気機械器具で適用される産業で、赤丸をつけておるんですけども、そのカンマのところは点になるという変更が

ございます。それで 19 ページに戻っていただきまして 19 ページの一番下の 3 のポイントのところの表にありますように来年度の申し出につきましては今まで通りの表記で行っていただきまして、来年度の決定からカンマを点に修正するという措置を行います。従いまして再来年度の申し出からはカンマではなく点で申し出をしていただくということになります。私の方からは以上でございます。

富田会長

はい、どうもありがとうございました。以上の説明に関しまして、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。

諸富委員

すみません。僕、この会議を初めてなので全くわかってない質問をして恐縮なんですけど、すごい気になったのが、15 ページの周知状況ですね。特定最賃も含めてですが、ここで皆さん喧々諤々でしっかり議論をやった結果を周知をするっていうことの間でいくと。要はその周知をしてくださいねっていう依頼に対して、実際取り組みをされたというのが非常に少ないなと実感として率直に思った次第です。

会議の中でも特にその業務改善助成金とかいうのは使い方含めてやっぱりしっかりそこは今回、特に県としてもやっぱりその賃上げということにこだわって取り組みをされたということであれば、逆にそれに対する取り組みをしっかりとやっぱり発信すべきだと思いますし、それを要は最終どこがきちんと追いかけていって、取り組み状況を把握しているのか、先ほど要はあの自治体の周知とかに期限が間に合いませんでしたということであれば、じゃあ一回目の期限には間に合わなかったけど、じゃあそれ以降ちゃんと周知されたのかとかですね。その見届けが非常にちょっとどこが旗を振ってやっているんだろうということと、本当にその最初の勢いに対して結果がしっかりこう行政としてもこうなりましたよっていうのをちゃんと追いかけてんのかっていうのは、すごくちょっと気になったので、少しなんかその辺に対する見解でありますとかを教えていただくと、ありがたいなっていうところです。

基準部長

諸富委員からご指摘いただいた件についてなんですけれども、各県とか市町の広報誌について、掲載依頼を労働局からさせていただいているのですけれども、その各市町の掲載誌は基本的にフリーペーパーだったりとか、その広報費がかからないものだったりしますので、その各市町や県で、そのまず最初に発

信しないといけない、例えば健康保険とかですね、いろんな生活に密着した情報が最優先だったりしてしまいますので、私どもの方から願います最賃が二の矢になったりとかっていうことはございます。

先程説明させていただいたそのタイミングの問題で、その新鮮度って言っていいかわからないのですけれども私どもの最低賃金の額が他の情報よりも優先順位が低くなるということもあるようです。

私どもが行う広報依頼には拘束力があるわけではないので、あくまでも「お願い」をさせていただきます。資料にあります掲載の点につきましては、先程申し上げたとおり義務でもなければですね、お願いして紙面に掲載していることが確認できた件数になっています。今、県が旗を振って広報を行っていますけれども、あれとはまた直接連動しているわけではなく、労働局は労働局で、県は県で広報できるものをしっかりやらせていただいているところです。

諸富委員

はい、わかりました。

福母委員

いいですか。

富田会長

はい、どうぞ。

福母委員

今日からあの「佐賀型賃金UP(アップ)補助金」というのが受付開始になっています。

これは労働者側の皆さんにお伝えしたいと、その最低賃金と関わるところでなんですけど、対象が小規模事業所だったのが中小企業に広げられてるんです。

あと助成額は120万円から200万円に拡充されています。2024年の運送関係の荷主向けの経済産業省の補助金もあって、それも今日、会員さんにご案内文書を送ったところでございます。

多分、予算がある話だと思うので、労使交渉の場においても使用者側に対して、こういう助成金も活用したらどうか、そういう提案っていうのも、前向きな労使交渉というか、そういったのも取り組んでいただけると、ありがたいなと思います。

今日も、賃上げしたいけど原資がない場合、どういう手法があるかというような相談を受けました。

私からは、若い人も退職金なんてみんな当てにしてないので、退職金に積み立てるのは、だいたい10年で300万円とか150万円なので、それを年で割って、月で割ると月1万円ぐらいになると、まあ300万円だと2万円ぐらいなるんで、まあそれは賃金に乗っけるとかそういう手法もありはしますねっていう話をしました。

やはりそういう制度を変えるというよりも、使用者側も担当者が忙しくて、あんまり頭が回ってないところもあるので、業務改善助成金も含めてですけど、こういった助成金とかを使えるように早め早めに労働組合さんからもアナウンスしていただいて、なるべくダメージが少ないというか、活用できるものは活用できるようにやっていただくとありがたいなと。

ちょっとその業務改善助成金の関係の話になったので、関連してこちらからお願いさせていただきました。

富田会長

はい、どうぞ。

松尾委員

今から中小事業の春闘交渉が本当に本格的になってきますので、賃上げをするにあたって賃上げ要求するにあたって、どういった要件というか要素で賃上げができるかっていうのは、やっぱり労働者がただ単純に賃金を求めるだけではなくて、いろんな要素を逆に提案を行いながらというのは、まさに福母委員が言われたとおりだと思います。

そこはしっかりと労働者側の立場として、公正組織の方には周知なりしっかりと共有をやっていきたいと思っておりますので、ぜひ賃上げをよろしく願います。

西岡委員

よろしいですか。あの先ほど諸富さんの広報のことでお話されましたけども、殊この最低賃金の金額の認知というのはですね、通常、全国が目安が出た時点で全国紙に載るニュースであり、最低賃金も佐賀新聞等に載るというところで大まか最低賃金が地域でどれぐらいになったのかっていうのは、そこで認知されているような気がしております。それに加えて労働局の方が周知をされていることと思うんですけども、適切か不適切かは別として、去年まではなんかポスターが割と派手で認知できるようなポスターでしたよね。今年はこれぐらいの小さなポスターだったような気がするけど、何か理由があるんですか。前はタレントさんがついていたようなポスターでしたけど、今年は小さなのしかみ

ていないのですが。

基準部長

予算の問題って言ったら、それまでかもしれないですが、今年は藤原紀香さんを起用しております。いろいろなルールとかがありまして、幅広の展開ができないんです。

西岡委員

ああじゃあ割り当てがうちにあまり来てなかったんですけど、今年は見なかったような気がしたんですけど。

室長補佐

いつものとおりの大きさのものと少し小さめの横書きのものも今年度は初めて来ましたので、そちらを送らせていただいております。

西岡委員

わかりました。あともうひとつすみません。

助成金の話なんですけど、労働局さんも一生懸命やっていただいて、助成金の申請件数にたくさん増やしていただきましたし、先ほどもいろんなところで周知をいただくということで、本当にありがたい話かなと思っているのですが、現状としては原資がないので事業者負担がどうしても助成金を使う場合、出てくるんですね。

ああいった自己負担の原資をどうするのかというのは、実はいわゆる助成金を使えない企業さんの課題には実はなっていて、そこは本当にどうしたらいいのかなというのは、我々も課題として思っているところではあるんですよ。ただ、やはりいろんなところで幅広く助成金の制度があるので使っていたくためには、やっぱり声かけして制度の説明をして、地道にご助言していくのは大事なかなと思っはいるのですが、やはりその大体 85%ぐらいは賃金引き上げをされるという状況にあります。そういう原資がなく、制度を使えない人たちをどうサポートしていくかというのも、現状を課題のひとつとしてあるということをご認識いただければと思います。以上です。

富田会長

そうですね。確か、そこは本当ここだけじゃなかなか解決できる問題じゃないけど、大きな問題ですね。

福母委員

業務改善助成金は10分の9ですね、まあ1割は負担することになる。

基準部長

先ほど福母委員からご紹介いただきました佐賀型賃金UP補助金なのですが、2月から助成率が若干引き上げられたのですが、業務改善助成金の方が助成率10分の9で、手出しがだいぶ少ないです。

今回申請が大きく伸びておりまして、資料18ページになりますが、購入品の一覧表を載せております。こういったものを使っていくんだっていうのが明確になれば、より申請に進むのではないかと考えております。

福母委員

いいですか。

富田会長

はい、どうぞ。

福母委員

うちでその最低賃金に関して、ついでに業務改善助成金と佐賀型賃金UP補助金に対する評価も入れて120社近くにアンケートを取りました。

いずれもそうなんですけど、聞くところによると業務改善助成金は30種類ぐらい書類提出を求められ手続きが煩雑だということなんです。

中小企業にとってはこれが負担で、社労士に頼めば結局社労士さんにお金払わないといけないので、何のためにやっていいかわかんないみたいな話もありますね。そのあたりで使い勝手がいいようにするっていうのは、それなりのリスクはあるんでしょうけれども、現場の肌感覚として、この令和5年度を見ていて、やはりそういったものも出さないといけないんでしょうか。煩雑とかいう声っていうのは把握されたりしていますか。

県の助成金については、実は12月13日に佐賀型賃金UP助成金は使い勝手が悪いということで、県に要望したんですよ。そしたら12月末、まあ中旬だったので、年末年始もあると思いますが、2ヶ月後にはですね、拡充して使えやすくされていた。要は今後どんどんバージョンアップとかリニューアルをしていくということです。

国の制度としてはちょっとなかなかそういう臨機応変な対応はできないと思うのですが、少なくともそういう意見は把握されておられるのであればお聞かせいただきたい。あれば本省にあげておられると思うんですけど、



そういったのは蓄積されるとより使いやすいような制度になる気が致しております。

基準部長

業務改善助成金の審査は労働局で行っていますけれども、実際に審査の類の提出が煩雑だという意見は寄せられています。

書類を受付後、記載漏れとかそういったものをご指摘させていただいて何回か会社と書類を往復ということは実際にございます。

この審査に関しては、業務改善助成金の支給要領と要綱がございまして、これは本省で定めているところです。佐賀型賃金UP補助金だったら佐賀だけで完結すると思うのですが、業務改善助成金に関しては全国共通になっています。ですので、私の方ですぐに簡素化するっていうのはまた難しい問題ですけれども、支給事務が煩雑だっていうことは十分承知しておりますので、本省と相談しながら対応して行きたいと思っています。

富田会長

いろいろ意見出していただき、本当にまだまだ議論は尽きないところでありますけれども、問題の一端くらいは出せたんじゃないかと思えます。

どういう風に対応するかはこれからの話ですけど、皆さん、今出されたような諸点がありますので、今後とも各方面からの取り組みをしていただきたいというふうなことでございます。

他に特にございせんか。

(意見・質問なし)

富田会長

それでは今日の審議会の審議に関しては以上とさせていただきます。

局長の方からご挨拶をお願いしたいと思います。

労働局長

閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

本日は年度末の大変お忙しい中ご参加また熱心な御審議をいただきまして、ありがとうございました。

皆様今年の改定の際について、お話をされていましたが、私どもの方も今年の改定のご審議の際にはなかなか全会一致というふうにならなかった部分もあったところではございますけれども、皆様にあの慎重かつ熱心に御審

議を頂いたと受け止めております。本当にありがとうございました。

その際のご審議での指摘も踏まえまして、広報はしっかりと、と思っていたところですが、先ほどご報告させていただき、またご指摘もいただいたとおり、依頼自体はしていますけれども、必ずしも全部が全部あの広報に辿り着いたということではございませんでしたので、やはりそういった点もどういった点が良くなかったのか、もしくは、載せていただけるにはどうしたらいいのかということをしかりと検証いたしまして次年度またあのご審議いただく場になると思いますので、そういった場でまたしっかりと広報できるように取り組んでいきたいと思っております

また、最低賃金の周知広報だけではなくて賃金の引き上げというのが今の人手不足ということもございますので、各企業で一生懸命取り組んでいらっしゃるこちらも受け止めております。そういった賃金の引き上げであったり、生産性の向上であったり、そういった取り組みを、私ども労働局はもとよりですが、関係団体皆様、また関係する国であったり県の機関と協力をしてしっかりと支えて国が言うところの成長と分配の好循環というものをしっかりと回していければいいなと思っております。その中で、先ほど業務改善助成金のお話もありましたが、これも先ほど申し上げましたようになかなか審査が難しい、私ども持っている助成金の中で、労働基準行政の中では多分一番難しいのかなと思っております。こういった点についてもご指摘が昔からあるので、私どもが必ずしも佐賀県だけではないのですが、本省の方に支給要領をもう少し簡単にできないかというのは全国から上がっているところで若干ずつ多分変わってきてはいるのかなとは思いますが、それでもやはり賃金台帳見たりみたいなのところがあると、小さい会社さんは非常に厳しいと思っております。経営者の方はその労務管理だけではなくて、もっと多分重要と思っただけでいらっしゃる経営の方も見なければいけないという状況だと思っておりますので、いろいろなご指摘を踏まえた本省への意見出しということも引き続きやっていきたいと思っております。

来年度もその今申し上げました最低賃金の円滑な運営、賃上げの支援については、私どもの中でも最重要課題のひとつというふうに位置づけておりますので、さらに私ども労働局一丸となって取り組んでまいり所存でございますので、皆様方のご理解とご協力を賜りたいと思っております。

結びになりますが、今年度一年間、皆様方のご尽力につきまして、厚く御礼申し上げますとともに、皆様のご健勝、また所属されている各団体様のご発展を祈念いたしまして、閉会の挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

富田会長

どうも局長ありがとうございました。それでは本日の審議会はこれにて終了とさせていただきます。

本日の議事録につきましては、労働者側が諸富委員、使用者側が福母委員にお願いいたします。

それでは皆様、本日はどうもありがとうございました。

閉会

会 長

---

労働者代表委員

---

使用者代表委員

---